

令和4年度 第1回浜松市障がい者自立支援協議会市全体会
次 第

日 時 令和4年8月22日(月)
午前10時から
開催方法 Zoomによるオンライン開催

1 開 会

2 議 事

- (1) エリア連絡会活動状況報告・・・・・・・・・・(資料1)
 - 東エリア連絡会
 - 北エリア連絡会
 - 浜北・天竜エリア連絡会
 - 中エリア連絡会
 - 西・南エリア連絡会

- (2) 専門部会活動状況報告
 - ・権利擁護部会 虐待対応ワーキング・・・・・・・・(資料2)
 - ・地域生活部会 こどもワーキング ・・・・・・・・(資料3)
 - ・相談支援部会 計画相談ワーキング・・・・・・・・(資料4)

- (3) 地域生活支援拠点等検証委員会について・・・・・・・・(資料5)

- (4) 日中サービス支援型グループホームの評価について(資料6)

- (5) その他
 - ・他会議報告
 - 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会(資料7)
 - 医療的ケア児等支援協議会・・・・・・・・(資料8)

3 閉 会

令和4年度 自立支援協議会 市全体会 構成員名簿

構成員所属先		構成員
学識経験者	聖隷クリストファー大学	川向 雅弘
医療	メンタルクリニックダダ	大嶋 正浩
計画相談	相談支援センターだんだん	川嶋 章記
当事者	浜松市手をつなぐ育成会	小出 隆司
社協	浜松市社会福祉協議会 地域支援課	宇佐美 嘉康
教育	浜松市立豊西小学校	田中 公子
入所	天竜厚生会	富永 直樹
通所	みどりの樹	海野洋一郎
浜松市	浜松市発達医療総合福祉センター	内藤 由美
	浜松市根洗学園	松本 知子

庁内出席者	中区社会福祉課 課長
	東区社会福祉課 課長
	西区社会福祉課 課長
	南区社会福祉課 課長
	北区社会福祉課 課長
	浜北区社会福祉課 課長
	天竜区社会福祉課 課長
	教育委員会 指導課 担当課長
事務局	中障がい者相談支援センター
	東障がい者相談支援センター
	西・南障がい者相談支援センター
	北障がい者相談支援センター
	浜北・天竜障がい者相談支援センター
	相談支援事業所シグナル
	障がい者基幹相談支援センター
	障害保健福祉課 課長
	障害保健福祉課 担当課長
	障害保健福祉課 課長補佐
	障害保健福祉課 総務調整G
	障害保健福祉課 指導G
	障害保健福祉課 請求・審査G
	障害保健福祉課 手当助成G
	障害保健福祉課 精神保健G
障害保健福祉課 生活・就労支援G	

東エリア連絡会		
令和3年度にエリア連絡会につながった個別支援会議 2件		
	R3 活動から見えてきた課題	R4 活動内容、今後の方向性等
地域課題の抽出と解決に向けた協議	<p>【介護保険第二号該当の方の居場所等 WG】</p> <p>R2 年度より継続: 第 2 号被保険者の方が通所するデイサービス (以下 DS) にて就労訓練のノウハウがないことが課題となった。</p> <p>【介護障害連携 WG】</p> <p>介護保険と障がい福祉サービスの手続きに関して、制度の違いから障害福祉サービスの利用期限を迎えてしまう恐れがあったケースの相談をいただいた。WG を設置し行政を中心に基礎編・実務偏の研修会を開催する運びとなった。</p>	<p>【介護保険第二号該当の方の居場所等 WG】</p> <p>モデルケースの状態悪化により実施は中止。東区の就労支援事業所に、高齢 DS へ作業やノウハウの提供ができるか問い合わせ、回答をリスト化した。WG にて、今後同様のケースや DS からの希望があればリストを活かす事、また別のモデルケースを検討していくこととして終結した。</p> <p>【介護障害連携 WG】</p> <p>ケアマネージャー向けに左記研修を 2 回に分けて実施した。研修後に構成員より浜松市共通の手引書の作成を検討していくことで同様の混乱が避けられるのではないかという意見があがった為、企画会議にて報告を行っていく予定である。</p> <p>参加したケアマネには主任介護支援専門員更新研修法定外研修の受講証明書を東区より発行した。</p>
地域ネットワークの構築	<p>【エリアネットワーク会議】</p> <p>昨年度、就労支援事業所の訪問を行い就労支援事業所のつながりがないことが意見としてあがった。その為、就労支援事業所のネットワーク会議を実施し、情報共有をはじめ、コロナの状況や利用者の支援について話し合われた。</p>	<p>【エリアネットワーク会議】</p> <p>東エリア構成員より、サービスを越えたネットワークを構築していくことも必要という意見があがり、R4 年度に東エリア福祉サービス事業所全体のネットワーク会議を検討している。</p>
社会資源の改善	<p>【障がい者の余暇支援 WG】</p> <p>地域に向けて、活動の中心となってくれる方を募集したが、見つからず、方向性を再度 WG で検討した。結果、集団移動支援を利用して、余暇支援につながるか検討していくこととなった。</p>	<p>【障がい者の余暇支援 WG】</p> <p>東区内の移動支援事業所に集団移動支援の実施が可能か問い合わせを行った。課題として休日の移動支援の利用が多く、人員不足により対応が困難という回答が多かった。ある事業所からモデルになるようなケースの紹介があり、お話しを伺い WG で検討する。</p>
困難事例の共有	<p>【子どもアセスメントツール普及事例検討会】</p> <p>子どもアセスメントツールについて利用を促進するためメリットを連絡会で伝え、R4 年度に事例検討会を実施していくことを伝えた。</p> <p>【計画相談との事例検討会】</p> <p>東エリア内の困難ケースを基幹相談を交えて検討する機会を設けた。</p>	<p>【子どもアセスメントツール普及事例検討会】</p> <p>R4 年度に年間 6 回実施していく。またツールの使用について意見交換を行う機会も設定する。</p> <p>【計画相談との事例検討会】</p> <p>継続して困難な事例を共有・検討し、必要に応じて課題検討へつなげていく。</p>

北エリア連絡会

令和3年度にエリア連絡会につながった個別支援会議 2件

	R3 活動から見えてきた課題	R4 活動内容、今後の方向性等
地域課題の抽出と解決に向けた協議	<p>【全体会】 強度行動障害の方の支援について、「こども部会」や、個別支援会議（地域体制強化共同支援）の中で課題の検討等を行った。全体会にて、強度行動障害の方の支援に対する課題を共有し、協議を実施。WGを立ち上げ、強度行動障害の方の支援について具体的に検討する場が必要。</p>	<p>【強度行動障害児者支援 WG】 地域で生活されている強度行動障害児者の実情について、アンケートを基に把握する。具体的に支援の検討が必要な方（児、者1名ずつを予定）についてWGの中でチームを組み検討していく予定。 WGでの取り組み報告や、強度行動障害の方の支援についての研修も企画していく予定。</p>
地域ネットワークの構築	<p>【広報啓発 WG】 毎年「障害者週間」に合わせて広報啓発活動を実施しているが、より内容を深めていく必要がある。</p> <p>【こども部会】 『ライフステージに沿った切れ目のない支援』を継続テーマとし、教育と福祉の連携を深める必要がある。</p>	<p>【広報啓発 WG】 「障害者週間」に合わせての広報啓発の他、地域のイベント等の場を活用し、より多くの市民に向けて広報啓発活動を実施していく予定。</p> <p>【こども部会】 教育機関、福祉事業所にアンケートを実施。結果を基に「進路」というテーマで研修を開催予定。また、教育機関の方にも参加いただき事例検討会を開催予定。</p>
社会資源の改善	<p>【北区を知ろう部会】 前年度まで、三ヶ日にスポットを当て部会活動をしてきたが、一部の地域に焦点を絞るのではなく、エリア内のインフォーマルな社会資源について着目し、障がいのある方も活用できるインフォーマルな社会資源（主に居場所）を把握する必要がある。</p>	<p>【北区を知ろう部会】 地域の中で居場所となりえるインフォーマルな社会資源の情報を集約し、障がいのある方も活用できる方法を検討する。また、障がいのある方が希望する余暇活動について、アンケートを実施する。中期的には、集約した情報を視覚化し、活用しやすくしたり、“社会資源”と“希望する余暇活動”をマッチングしたりするところまで深めていきたいと考えている。</p>
困難事例の共有	<p>【事例検討部会】 定期的（1回/2ヶ月）に、事例検討を実施しているが、地域の課題の抽出に繋がるケースが少ない。</p>	<p>【事例検討部会】 部会に参加いただく機関を増やし、部会に所属されていない方も参加しやすいように声掛けを継続する。「こども部会」との合同事例検討会（こどものアセスメントツールを使用）を実施（2回/年）。</p>

浜北・天竜エリア連絡会

令和3年度にエリア連絡会につながった個別支援会議 1件

	R3 活動から見えてきた課題	R4 活動内容、今後の方向性等
地域課題の抽出と解決に向けた協議	<p>【共生型 SS】</p> <p>①佐久間と水窪地区を対象にニーズ調査。身近に SS 事業所があるのは良いが、身近な施設だと知り合いがいて利用しづらいとの意見もあった。</p> <p>②特別養護老人ホームみさくぼの里より、指定申請や障がい者の受入れについて不安の声が聞かれたことから、既に共生型 SS の指定のある事業所との意見交換会を実施。エリア全体会構成員からは、受け入れ側の理解促進（安心して受入れができるよう）について意見をいただいている。</p>	<p>【共生型 SS】</p> <p>①引き続き、ケースとして共生型 SS のニーズのある方について調査を実施。</p> <p>②特別養護老人ホームみさくぼの里（以下、みさくぼの里）への理解促進については、具体的に利用希望者がいれば、顔合わせも兼ねた事業所（みさくぼの里）訪問も検討していきたい。</p> <p>【相談支援部会（新）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケース検討、特に報告したいケース報告を通して共同支援会議の開催を検討する中で、地域課題としてとりあげるか否かについて検討していく。
地域ネットワークの構築	<p>【天竜地区部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業について、活用できそうな場所がないか意見交換を実施。活用できそうな場所はなかった。 	<p>【天竜地区部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染防止を講じて開催 <p>【浜北区ネットワーク部会（新）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度より新設。
社会資源の改善	<p>【エリア合同部会（特別支援学校在学の肢体不自由児卒業後の進路の課題検討会）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリアとして取り組める内容、全市的な取り組みが必要なものについて整理が必要と考える。医療的ケア児の受入れのすそ野を広げていく取り組みについて検討が必要と考える。 <p>【浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人天竜厚生会職員宿舎（浜北区）を体験の場として開拓。 <p>【啓発活動（浜北区、天竜区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作品展示やヘルプマーク等の障がい者に関するマークについて理解啓発を実施。事業所からは授産品販売の機会について、コロナ禍で減少しているとの声が挙げられていた。 	<p>【課題解決部会（特別支援学校在学の肢体不自由児卒業後の進路の課題検討会）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリアとして取り組める内容として、エリア内の体制整備に焦点をあて、エリア内の事業所や訪問看護ステーション等の看護師が意見交換できる機会（場）を設けていけると良いと考えているが、まずは現場の声を拾うところから進めていきたい。具体的にはアンケートを活用して、肢体不自由児者（医療的ケア児者含む）の支援の現状について調査できればと思う。 <p>【浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の周知をしながら対象者を募る。 <p>【啓発活動（浜北区、天竜区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授産品販売についてはコロナ禍もあるため、感染状況をみながら検討していきたい。
困難事例の共有	<p>【浜北区定例会（偶数月）・天竜区定例会（奇数月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケース検討と特に報告したいケースについて相談支援事業所より報告をいただいた。 ・地域体制強化共同支援加算に関する、ケースの進捗についても報告いただいた。 	<p>【相談支援部会（新）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度より相談支援部会として新設。奇数月第4月曜日に開催。事例検討やケース報告をしながら事例の共有を図っている。 ・地域体制強化共同支援加算に関する情報提供についても、相談支援専門員連絡会分科会にて講義予定

中エリア連絡会

令和3年度にエリア連絡会につながった個別支援会議 2件

	R3 活動から見えてきた課題	R4 活動内容、今後の方向性等
地域課題の抽出と解決に向けた協議	<p>【全体会】部会報告や、センターの相談対応状況報告を通して、地域課題についての協議と意見交換。こどもの課題を取り扱う部会がない。</p> <p>【部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題検討部会：エリア内の計画事業所へヒアリング実施。 	<p>【部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども部会準備会」（新設）：昨年度からの意見をもとに、子どもアセスメントツール活用に向けての事例検討を行い、障がい児のアセスメントを深めることと、子どもの課題を協議検討するための部会を準備開始。 ・地域課題検討部会：ヒアリングから得られた地域課題2点（居場所、バリアフリー住宅情報）について、実態調査や、関係機関へ情報収集を行う。
地域ネットワークの構築	<p>【全体会】活動報告。</p> <p>【部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人財部会：当事者意見交換会を2回（8月、11月）実施。当事者の思いや生活状況を聞くことで、当事者理解を深め、日々の業務に活かしていく。参加事業所からは好評の声あり。一方、当事者同士のつながりなどの展開について再度検討の必要あり。 ・啓発部会：市役所ロビーおよび、地域の信用金庫で啓発展示および、講話を実施。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク会議を開催。地域の社会資源について参加者間で共有し、意見交換。 	<p>【全体会】協議を継続。会議への傍聴案内。</p> <p>【部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人財部会：当事者意見交換会継続。当事者への情報発信も検討していく。 ・啓発部会：啓発展示継続。出前講座を新設。開催を呼びかける ・子ども部会準備会：関係機関と事例検討を行い、連携強化を図る。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク会議：連携促進を目的とした会議を今年度も行う。 ・中エリア通信発行：定期的に発行し活動報告を通して関心をもっていただく。
社会資源の改善	<p>【部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人財部会：当事者意見交換会で得られた当事者からの意見を、支援に活かす。 ・啓発部会：啓発展示を通して、資源の必要性を発信。 <p>【GH助言・評価】：意見交換を通して、地域に開かれた関係性を目指す。</p>	<p>【部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人財部会：当事者意見交換会継続。 ・啓発部会：啓発展示継続および出前講座実施 ・地域課題検討部会：各機関と協働し、事例検討や課題の抽出を行う。バリアフリー住宅についての情報発信。 <p>【GH助言・評価】意見交換継続。</p>
困難事例の共有	<p>【部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題検討部会：計画事業所へのヒアリングを通して、困難事例把握。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターの相談対応で事例把握 	<p>【部会】【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターで把握した困難事例について、関係機関を交えての事例検討等行う。

西南エリア連絡会

令和3年度にエリア連絡会につながった個別支援会議 1件

	R3 活動から見えてきた課題	R4 活動内容、今後の方向性等
地域課題の抽出と解決に向けた協議	<p>【事務局会議】 地域課題の抽出を図っている。広域の課題の抽出はできるものの、課題の焦点化が難しく、具体的な取り組みにつなげづらい。</p> <p>【相談支援部会】 共同支援加算に該当するケース及び共同支援会議開催までの運用イメージを共有する目的で実事例を用いた共同支援会議のデモンストレーションを実施。</p>	<p>【事務局会議】 個別支援からの地域課題ケースの報告。</p> <p>【個別支援】 7月に計画相談からのケースについて共同支援会議を実施。</p>
地域ネットワークの構築	<p>・個別支援、機能強化事業、エリア連絡会を通じ連携強化に努めているが、広域なエリアによる関係機関の多さという事情もあり、不十分に感じている。アンケートやメール配信という手法になることも多く、リアルタイムかつ双方向のコミュニケーションが難しい。WEB会議等の工夫はしているが、コロナ感染状況も相まって、更に困難化している。</p>	<p>【ネットワーク会議】 6月第1回開催。WEB開催ではあったが、活動報告だけではなく、福祉サービス事業所の紹介の時間を設けた。</p> <p>【事例検討部会】 区役所ではなく、エリア内の協働センターにて開催。 構成員から集合形式の希望が多く聞かれているため、可能な限り集合形式での開催を検討している。</p>
社会資源の改善	<p>【防災ワーキング】 エリア連絡会にて防災ワーキングの活動を開始。福祉避難所開設訓練の実施を通し、資源の開発を目指している。訓練内容や成果を他エリアにも報告し、水平展開していきたいと考えている。</p>	<p>【防災ワーキング】 7月に福祉避難所開設訓練を実施。企画会議にて報告。9月にエリア構成員向け報告会の予定。障害保健福祉課、危機管理課への報告の機会も調整中。他エリアへの報告、当事者への発信の方法について協議を重ねている。</p>
困難事例の共有	<p>エリア事務局会議にて困難事例の報告（地域課題の抽出）を実施。月1回センターの事例検討会を実施。相談支援事業所等から相談があったケースも取り扱っている。一定程度の共有はできているものの、地域課題化への取り組みはできていない。</p>	<p>【事務局会議】 個別支援からの地域課題ケースの報告。</p> <p>【センター事例検討】 主に計画相談と合同の事例を選定。相談支援体制の構築、共同支援加算ケースの抽出も意図している。</p>

浜松市障がい者自立支援協議会
権利擁護部会

令和 4 年度虐待対応ワーキンググループ 進捗報告

1 : ワーキングの目的

昨年度に引き続き、虐待対応手引書の継続作成を行い、完成を目指す。それにより、浜松市における養護者虐待に関する対応の流れや視点・各機関の役割等について基本となる指針を示す。また、実際の対応の中でスムーズ且つ、関係機関が連携しながら虐待対応が行え、当事者の権利擁護に資する支援体制を構築していけるよう官民合同での継続した研修体制を構築していく。

2 : ワーキングメンバー

浜松市中障がい者相談支援センター	藤川 晴海	小杉 茉己
浜松市東障がい者相談支援センター	平野 明臣	
浜松市西南障がい者相談支援センター	横田 佑輔	
浜松市中区社会福祉課 障害福祉グループ	飯塚 康敬	
浜松市南区社会福祉課 障害福祉グループ	内藤 淳	
浜松市障がい者基幹相談支援センター	岸 直樹	玉澤 卓也
浜松市障害保健福祉課 総務調整グループ	宮本 健一郎	

3 : 活動内容

①虐待対応手引書の作成

虐待対応スキームの後半部分（個別ケース会議～進捗管理の場～終結）の作成を行い、既に支援に取り入れている虐待対応スキームの前半部分も含めて整理・完成を目指している。

【要点】

I : 個別ケース会議の体系化

（これまでの課題）

- ・ これまでも障がい者虐待対応における個別ケース会議は実施されてきたものの、明確なルールはなく、計画的な実施（虐待対応としての支援のプランニング⇒モニタリング⇒終結）についてはケースバイケースとなっていた。
- ・ 当事者、あるいは養護者家族の支援に携わる関係機関の見立て、支援目標等の意思統一、役割分担、情報共有等が上手く行うことができず、対応が停滞してしまう例が散見されていた。

（手引書への反映）

虐待対応としての支援のプランニング⇒モニタリング⇒終結までの PDCA サイクルを個別ケース会議で行えるよう体系化し、放置、停滞させることなく行政・関係機関でチームとして支援を実施できるよう検討している。

Ⅱ：ケースの進捗管理の場の新設

（これまでの課題）

- ・客観的にケースの進捗を管理する場は存在せず、支援に携わる行政、関係機関担当者のみで、支援の状況を把握してきた。
- ・いつの間にか虐待対応としての支援が終了となっている。再度リスクが高くなった際の行政主導での対応のルール化がなく、地域の支援機関でリスクをそのまま抱え込む。というケースが多く見られていた。

（手引書への反映）

ケースの進捗管理の場として各委託相談支援センターエリアで『●●エリア虐待対応ケース進捗管理会議』を新設。区社会福祉課、該当エリア委託相談支援センター、基幹相談支援センターにて実施。当面、新たな会議体として招集する形ではなく、既存の会議体（〇〇エリア連絡会事務局会議後の時間）を活用して実施。担当者だけでなく、客観性を一部担保した形でケースの進捗を確認。終結の判断を行う際には、リスクの評価、再管理ケースとする事象について明確にして終結とすることができるよう検討を行っている。

②虐待対応に関する行政・委託相談支援センター合同研修の企画・運営

本庁・区社会福祉課・各エリア委託相談支援センターが虐待対応・権利擁護の視点について共通認識を持ち、適切な支援を行えるよう合同研修の企画・運営を行い、R4年6月に第一回を実施。「通報～初動～当面の対応方針の検討」までの流れを講義・GWにおいて実施した。

（参加者：本庁の虐待対応に携わる担当者、区社会福祉課課長、補佐、担当者、委託相談支援センター相談員、基幹相談支援センター）

※年度毎で担当者、相談員の変更等が考えられるため、合同研修の定例化を行い、現在作成している手引書に基づいたスキーム、虐待対応・権利擁護の視点、対応方法等の共通認識を図っていくこととしている。

4：今後の方向性・課題

- ① 現在体制での手引書の完成、研修体系の確立について、今年度中に終了していく。
- ② 現在の手引書、研修体系の検討は、現在の区役所、委託相談支援センターの体制に基づいて作成しているものであり、令和6年の区の再編による本庁、区役所機能、行政センター機能、委託相談支援センターのあり方次第では変更、修正が必要となる。区の再編に伴う各機関機能の動向を把握しながら、その後の体制を検討していく必要がある。

浜松市障がい者自立支援協議会
地域生活部会
こどもワーキング（18歳からの移行）

1. ワーキングテーマ

18歳を迎える子どもの支援に関する移行準備

2. 目的

障害の分野において18歳を迎える虐待等の養護性を抱えるケースに対して支援に関する引継ぎ等の移行準備が十分に行なわれなかったことから、子どもや家庭への支援が不十分となり、課題の再燃や不適応が起きる事例が見られている。

知的障害や発達障害等の特性を抱える子どもやその家族は、子どもが18歳に移行しても、その特性や課題は大きく変わらないことから、移行期を迎えても必要な支援が受けられるよう移行期前から丁寧な移行準備を行っていく必要があるため。

3. 構成員

委託相談

計画相談

区社会福祉課

事務局：障がい者基幹相談支援センター、障害保健福祉課

4. スケジュール

令和4年6月	ワーキングメンバー調整
令和4年7月	現状把握に関する調査票の検討
令和4年8月	現状把握に関する調査票による調査
令和4年9月	調査結果を元に児童相談所との調整

浜松市障がい者自立支援協議会
相談支援部会
計画相談（サポートプラン）ワーキング 進捗報告

1. サポートプランワーキングの目的

対象者が障害福祉サービスをすぐに使いたい希望や必要性があっても計画相談事業所が対応できない状況があることから、委託相談センター等が一時的に対象者のアセスメントや計画作成の支援等を行い、計画相談事業所へつなぐまでの仕組みづくりの検討を行う。

2. 実態調査（計画相談事業所が対応できない状況）

調査実施期間	令和4年6月～令和4年7月
調査対象者	浜松市内 委託センター及び計画相談事業所
調査内容	新規相談ケースについて、相談者の希望するサービス利用開始日に計画書作成ができなかったケース数を抽出。
調査方法	様式をメールにて送付して回答を依頼。

【途中経過】

- ・6月度1ヶ月間の実績の集計において回収率は100%（計画相談事業所42事業所・委託センター5センター）。
- ・該当する1ヶ月間で55件のケース（計画相談事業所43ケース・委託センター12ケース）について「相談者の希望するサービス利用開始日に計画書作成ができなかった」との回答。ただし、対象者は重複している場合あり。

3. サポートプランの考え方

「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」（平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡）では全ての利用者について計画相談支援等が行われることを原則とした趣旨として次の3点が示されている。

- ① 障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められること
- ② 障害児者にとって、専門的な知見を持った担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することが、選択肢の拡大につながること
- ③ 可能な限り中立的な者が、専門的な観点から一貫してケアマネジメントを行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な観点から行うことが可能となること

これらのことからサポートプランは一時的なものとするのが望ましく、かつ公正中立性を持った立場の機関が専門的知見をもって実施すべき内容と考えられる。また、サポートプランの議論においては相談支援体制全体に及ぼす影響を考えていく必要があり、計画相談をはじめとした相談支援体制における各事業の本来の機能を損なわないような補完的な位置づけとする必要がある。

4. サポートプランの概要

① サポートプランの目的

- ・利用するサービスや事業所が決まったにも関わらず計画相談事業所がサービス等利用計画案の作成に時間を要する状況であるためにサービス開始時期が遅れるケースについて、希望するタイミングでサービス利用が開始できるようサポートプランを活用することで、利用者の不利益解消につなげる。

② サポートプランの対象期間

- ・サポートプランは一時的・補完的なものであり、当事者が希望する時期にサービス利用の開始ができるようにするという目的から、計画相談事業所におけるサービス等利用計画案作成が可能となるまでの期間に限定する。

③ サポートプランの様式 ※様式案参照

- ・国で言われている必須項目を盛り込むと共に、週間計画表（裏面）は利用者が生活イメージを掴みやすいため盛り込む。
- ・ケースの全体像や見立てが把握できるよう「総合的な支援の方針」を重視する。
- ・様式とは別に生育歴や家族構成等が記載された基本情報の添付を求める。

④ 相談支援体制におけるサポートプランの位置づけ

- ・計画相談事業所の調整が難航した場合に、そのすべてを安易にサポートプランへ繋げることをしないよう、「〇ヶ月後にはサービス等利用計画作成が可能」という状況においてサポートプランを利用する。
- ・受けられない計画相談事業所が受けられる計画相談事業所を探す基本的な流れは従前どおりとする。
- ・引き継ぐ予定である計画相談事業所はサポートプラン担当者会議へ参加するなどしてケースの把握に努める。

5. 対象者の限定

- ・サービス利用開始時期が遅れる事例として就労移行支援や児童発達支援を検討する必要があるが、対象ケース数が膨大となりサポートプランありきの相談支援体制となる状況が懸念される。そのため、第1段階として対象を「サービス利用開始日が遅れることでより不利益が生じやすいケース」かつ「(障害児者のうち) 障害者」に焦点化する。
- ・対象となる障害者は「希望する時期にサービス利用の開始ができない」かつ「〇ヶ月後にはサービス等利用計画作成が可能」という状況にある利用者のうち、以下の表にある要件を満たす場合を想定する。

- ・対象者を限定することでサービス利用開始時期が遅れる課題の解消には直結しないが、サポートプランにおける質の担保をどのように図るか、対象を拡大するには何が必要か、運用するうえで当事者の不利益とならないかなどの検証をしたうえで対象の拡大を検討する。

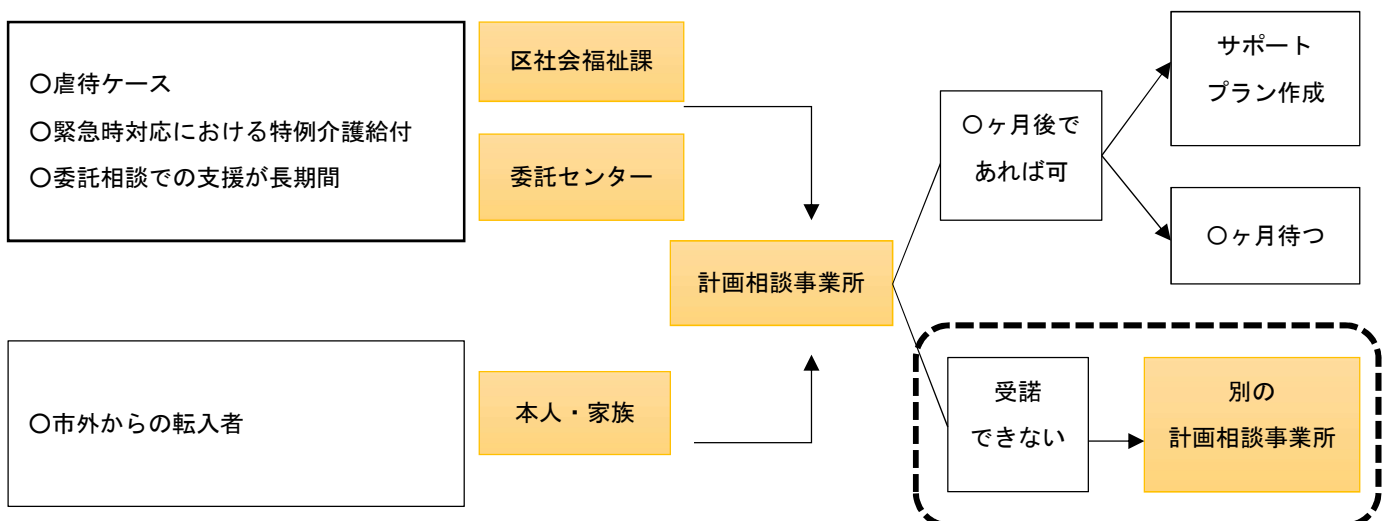
対象となり得る要件	必要となる理由
市外からの転入者（転入前に障害福祉サービスの利用があった方）	転居後にも転居前と同様のサービスを利用できるよう調整が必要。
虐待ケース	権利擁護のため速やかにサービス利用が必要。
緊急時対応における特例介護給付	緊急的な対応として速やかにサービス利用が必要。
委託相談での支援が長期間にわたりサービスにつながりにくかったケース	サービスにつなげる好機を逃さない。

6. サポートプランに対応する機関

- ・計画相談に求められている公正中立性が担保されるような支援機関を前提として、区社会福祉課、委託センターが考えられる。
- ・アセスメントなど質の担保を図るため、区社会福祉課と委託センターは協働で進め担当者会議を必須とする。
- ・サービス等利用計画案は支給決定の参考とするものであるため、行政が単独でサポートプランに対応することは想定せず、サービス担当者会議において複数の機関で決定することを原則としたい。

7. サポートプラン依頼の流れについて

- ・対象者別に依頼の流れとして「区社会福祉課・委託センター」「本人・家族」により希望する計画相談事業所への問い合わせを想定する。
- ・サポートプランの説明は基本的に区社会福祉課か委託センターが行うこととし、事前に計画相談事業所や障害福祉サービス事業所への十分な説明を行い、共通認識を図っていく必要がある。



地域生活支援拠点等整備の事業検証について

1 目的

平成30年度より開始した障がいのある人の重度化、高齢化や親なき後を見据え、居住支援のための体制整備事業である地域生活支援拠点等事業について、事業検証を行うもの

2 背景

- ・国からの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「指針」という。）により地域生活支援拠点等について事業の検証等を行うための場を設けることと示されている
- ・浜松市として、事業内容の検証を行い、よりよい事業内容へ変更する必要がある
- ・地域での障がい者支援体制についての課題を共有する

3 検証委員会

- ・指針により、障がい者自立支援協議会等を活用することで情報収集や情報共有を図ることとされていることから、自立支援協議会内に検証委員会を設置する。

4 検証内容

- ・地域生活支援拠点等整備のもつ5つの機能について、実施している内容の共有
- ・実施内容の検証、分析
- ・事業改善

5 検証委員会委員

社会福祉法人 天竜厚生会	富永 直樹
社会福祉法人 みどりの樹	海野 洋一郎
医療法人 至空会	川嶋 章記
NPO 法人地域生活応援団あくしす	長谷川 行信
社会福祉法人 聖隷福祉事業団	松井 亮
社会福祉法人 ひかりの園	大橋 正季

※会議の内容により、関係者にオブザーバーとしての参加を依頼する。

6 活動実績

- 令和4年1月17日 第1回 キックオフ・・・今後の内容やスケジュールの検討
 令和4年6月10日 第2回 事業評価について

地域生活支援拠点等の機能の検証・評価のプロセス

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の必要な機能について実施状況を定期評価し、地域課題の抽出及び対応策の検討を行う必要がある。

この取組みは、PDCAサイクルの視点で継続的に行う必要がある。

STEP 1	<p>(Plan) 拠点等に記載される役割の認識の共有・確認</p> <p>検証委員会において、市における拠点等の設置や運営に関して、期待される役割や機能について認識の共有・確認を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検証委員会の設置 ・拠点等に期待される役割・現状・課題の協議を行い、共通認識を作る
STEP 2	<p>(Plan/Do) 地域生活における安心の確保、地域生活への移行・継続の支援を図るため利用者等からのニーズの適切な把握</p> <p>地域の障害者等や家族のニーズの把握に努める。ニーズを把握するために、障害者等や家族、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等の関係機関に対するアンケートやヒアリングが考えられる。サービスに繋がっていない障害者等については保健師や生活保護ケースワーカー等を通じての把握ができないか検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートやヒアリング等の実施のほかに、拠点等に位置付けられている機関や障害者や家族への聞き取りにより、運用上の工夫や地域のニーズを把握 ・検証委員会だけでなく拠点等に位置付けられている機関ともニーズの共有
STEP 3	<p>(Check①) 評価指標を活用した機能の実施状況の自己評価</p> <p>自立支援協議会に報告する前段階において、検証委員会では評価指標の様式により各機能の実施状況及び運営状況を検証し、充足度の自己評価を行う。ニーズへの対応についての共有・確認を行うとともに、現状と課題を整理し、今後の対応等を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価指標を活用し、検証委員会で現状の共有 ・目標や現状・課題に係る評価、今後の対応の協議
STEP 4	<p>(Check②) 自立支援協議会への報告と利用者・関係者等による評価の実施</p> <p>自立支援協議会に参加している障害者等や家族、地域関係者等による評価を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検証委員会での自己評価を自立支援協議会で報告し、意見、評価をもらう。 ・障害者等や家族からの満足度を把握し、機能の提供側と利用する側の認識の齟齬がないかの確認
STEP 5	<p>(Action) 自立支援協議会による評価を踏まえ不足する施策の検討・提案・実施</p> <p>自立支援協議会による評価を踏まえ、対応できたニーズへの支援や連携について評価を行うとともに、対応できなかったニーズから地域課題を抽出し、解決方法やそのアプローチ等について対応策の協議を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対応できた、できなかった、それぞれのニーズやその支援状況を検証委員会で共有し、今後の対応や改善策を協議

エリア連絡会と日中サービス支援型共同生活援助事業者との意見交換について

1. 日中サービス支援型共同生活援助創設の趣旨

障害者の重度化・高齢化に対応するために創設され、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、入所施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されている。

2. 地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価

当該サービスは地域に開かれたサービスにすることにより、サービスの質の確保を図る観点から自立支援協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況を報告し、協議会等から評価を受けると共に、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

（基準省令：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）

3. エリア連絡会での意見交換の目的

地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図る観点から、当事者やその家族、地域の支援者等より必要な要望や助言等を聴き、その意見等を事業所の運営に活かしていただくこと、エリア連絡会として事業所の状況や課題を把握することで、地域の中でどのような支援ができるのかを共に考え、お互いにより良い支援を目指す。

4. エリア連絡会での意見交換のポイント

※支援者だけでなく、当事者やその家族からの意見を積極的に吸い上げること

- ・利用者が地域において家庭的な環境及び地域住民との交流の元、自立した日常生活、社会生活を営むことができているか。
- ・利用者の意向に反してサービス等の利用を制限されることなく、適切なサービスや制度等の利用が図られているか。
- ・日中を住居で過ごす利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めているか。
- ・重度化・高齢化ケースを積極的に受け入れているか。また、緊急時、体験的な受け入れに積極的に対応しているか。
- ・虐待や金銭管理等、利用者の権利擁護に配慮した支援が行われているか。
- ・自施設のみで抱え込まず、エリア連絡会等の地域の支援機関との連携が図られているか。
- ・地域に開かれたサービスとし、支援の質の確保を図るため、エリア連絡会として事業者に対してどのような支援ができているか。
- ・（意見交換が2回目以降になる事業者について）前年度の協議会からの要望・助言に対しての事業者の対応内容を確認するとともに、エリア連絡会として事業者に対してどのような支援ができたか振り返りを行う。

※事業所の体制や基準に関することは、内容を確認した上で対応について調整する場合あり。

5. 意見交換した内容の取扱いについて

公開とする

6. 意見交換の流れ

①事業所から障害保健福祉課へ必要書類の提出
初回は指定後1年以内、以後は1年ごとの提出 ※協議会事務局にて書類内容を確認し、確認事項等があれば事業所へ確認、修正依頼。
②障害保健福祉課からエリア連絡会へ書類送付
エリア連絡会事務局会議にてエリア連絡会での意見交換の際の重点ポイント（意見交換が2回目以降の事業所については、昨年度あげられた課題等を重点ポイントとする）について事前調整。必要時、事業所と調整を行う。
③エリア連絡会にて意見交換を実施
事業所より施設について説明報告を受けた上で、「エリア連絡会での意見交換のポイント」を元に事業所とエリア連絡会構成員との意見交換を行う。 ※開催方法はエリア全体会に限らないが、エリア連絡会構成員の意見を広く吸いあげられる方法とすること。
④エリア連絡会事務局会議にて評価結果報告シート作成
エリア連絡会構成員からの意見にエリア事務局会議の意見を追加し、評価結果報告シート「エリア連絡会からの意見、要望等」欄にまとめ、市協議会事務局へ提出。 ※市協議会事務局は、エリア連絡会が記載した内容の確認を行い、体制や基準に関することは内容の確認を行うと共に必要時、指導グループとの調整を行う。
⑤市協議会事務局会議にて協議会からの要望、助言内容検討
エリア連絡会から提出された評価結果報告シート「エリア連絡会からの意見、要望等」欄の内容を元に「浜松市障がい者自立支援協議会からの要望、助言」欄のたたき台を作成。
⑥企画会議にて意見交換の報告、評価結果報告シート内容についての協議（随時）
エリア連絡会より事業所との意見交換内容を報告。市協議会事務局が作成した『浜松市障がい者自立支援協議会からの要望、助言』欄の内容について協議し、必要があれば内容の修正を行う。
⑦市協議会事務局よりエリア連絡会へ評価結果報告シートをフィードバック
障害保健福祉課において評価結果報告シートの決裁後（各区社会福祉課障害福祉G長：協議）、市協議会事務局より各エリア連絡会へ評価結果報告シートをフィードバック。
⑧エリア連絡会事務局会議より、エリア連絡会構成員へ評価結果報告シートのフィードバック実施
フィードバック後、エリア連絡会として事業所へ今後どのような支援ができるかの検討を行う。
⑨エリア連絡会と事業者で協議会からの要望・助言内容を共有
エリア連絡会事務局は、評価結果報告シートの内容を事業所と共有するとともに次年度意見交換に向けて対応を検討。エリア連絡会として支援できること等を事業所へ提案する。
⑩企画会議にて事業所へのフィードバック内容等の報告（随時）
エリア連絡会より事業所へのフィードバックの状況、今後の対応について報告し、他エリア連絡会との情報共有を行う。
⑪第2回市全体会報告
エリア連絡会より事業所との意見交換の内容と評価結果報告シートのフィードバック後の対応等について報告。

浜松市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会
令和4年度の取組みについて（報告）

1 基本理念

精神障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができる浜松

2 令和4年度事業推進体制

- (1) 代表者会議（関係領域の代表者レベルの会議） 年2回開催
 (2) 企画会議（関係領域の実務者レベルの会議） 月1回開催
 (3) ワーキンググループ

	活動の目的・内容等
事例検討 ワーキンググループ	<p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神科病院からの地域移行の推進と切れ目ない支援体制の構築に向けた支援者間の連携強化を目指す。 事例提供機関が事例検討やモニタリング評価を行うための環境を整えサポートする。 <p>②活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援者が抱えている困難ケースについて、領域を超えた連携体制で検討し、プランニング、モニタリング評価を実施する。 事例検討会の方法を学ぶ場を提供し、各機関で主体的に取り組む場を検討する。
ピア ワーキンググループ	<p>①目的</p> <p>ピア活動の活性化とピア同士のつながりを強化し、本市におけるピアサポーターの活躍の場を検討する。</p> <p>②活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> あすなる会（当事者グループ）の開催 志太榛原地区のピアグループとの交流 など
実態調査 ワーキンググループ	<p>①目的</p> <p>調査を通して、本市の実態把握を行い、客観的データに基づいた当事者支援の仕組みづくりの構築を図る。</p> <p>②活動内容</p> <p>令和4年度調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神科病院の退院支援における地域援助事業者との連携状況 ピアサポーターに関するニーズ調査（当事者・事業者）

(4) 研修

日 時・会 場	内 容	参加者
<p>7月12日(火) 午後1時30分 ～4時30分</p> <p>浜松市東部保健センター 集団指導室</p>	<p>精神科病院からの退院支援に向けた職員研修会 令和4年度テーマ 「未就学児童を養育する精神障害のある人の退院支援について」</p> <p>① 報告 ② 情報提供 浜松市の母子保健事業の取組み (健康増進課) 措置入院者等退院後計画について (障害保健福祉課)</p> <p>③ 事例提供とグループワーク ・事例から各支援機関ができる支援や役割の見える化 ・日常的な連携のための顔の見える関係づくり</p> <p>④ クローズセッション (浜松市障がい者基幹相談支援センター 岸 直樹氏)</p>	<p>45名</p> <p>行政：20名 医療：7名 福祉：18名</p>
<p>7月21日(木) 午後1時30分 ～4時30分</p> <p>オンライン(ZOOM)</p>	<p>事例検討ワーキンググループ ケース会議ファシリテーター養成研修</p> <p>① 講義「ケース会議(事例検討)ファシリテーションについて」 (相談支援事業所はまかぜ 平野慎一郎氏)</p> <p>② 事例検討・グループワーク ③ 総括</p>	<p>40名</p> <p>行政：21名 医療：12名 福祉：7名</p>

(5) 啓発

情報誌「HAVE A NICE HOME!」の発行

- ・令和3年度住まい方ワーキンググループで作成した情報誌
- ・「住まい方」という視点で、地域で生活をする精神障がいのある人の生活の様子を掲載し、地域生活を目指すご本人や支援者に参考にしていただくことを目的に作成
- ・令和4年度に全5号を年4回に分けて、関係機関等へ送付予定

3 その他

- ・これまでの課題となっている未治療・医療中断者へのアウトリーチ支援について、引き続き体制整備等を検討する。

**浜松市医療的ケア児等支援協議会
令和4年度の取組みについて（報告）**

1. 目的

日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等及びその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受け地域において安心して生活を営むことがよう、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が医療的ケア児等の支援に関する意見交換や情報共有を図る。

2. 構成員

浜松医科大学・聖隷クリストファー大学
 はままつ友愛のさと診療所・総合病院 聖隷浜松病院
 浜松市訪問看護ステーション連絡協議会・介護療院有玉 病院
 県立西部特別支援学校・聖隷おおぞら療育センター
 浜松地区肢体不自由児親の会・在宅医療ケアのある子を持つ親の会
 浜松市障がい者相談支援センター・指定障害児相談支援事業所
 浜松市障がい者基幹相談支援センター

3. 内容

第1回	R4. 7. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等支援コーディネーター活動実績報告 ・全数把握調査について ・R3年度医療的ケア児を持つ保護者への意見を伺う会報告 ・医療的ケア児等災害ワーキング中間報告
-----	-----------	---

○災害ワーキング

日常的に医療を必要とする人たちの災害時支援の課題があがっていることから、災害時支援について協議するワーキングを設置。